

鶴岡市本庁舎及び温海庁舎LED照明リース事業プロポーザル質問回答

番号	質 問	回 答
1	長期継続契約において翌年度以降の予算が縮減又は削除された場合、規約変更または契約解除時に賃借人への損害補填は可能でしょうか、また損害補填措置が可能な場合において、その旨を契約書の条文に明記することは可能でしょうか。	損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては発注者が負担するものと考えており、損害補填も可能と考えております。契約の際は前述の考えを条文として明記したものを契約書にする考えでおります。なお、その額につきましては発注者と受注者とが協議して定めるものと考えております。
2	価格評価について、採点の計算式は「配点×最低落札価格÷提案価格」という認識でよろしいでしょうか。異なる場合は基準の開示をお願いいたします。	お見込みのとおりです。
3	コロナウイルス、ウクライナ危機、半導体不足、天災等の影響により、令和6年2月28日までに改修工事終了が見込めない場合、ペナルティなしで工程に関する協議は可能ですか。	受注者の責に帰すことができない事由と本市が認める場合は、ペナルティは課さないこととなります。
4	所有権の譲渡について、「賃貸借契約期間の終了後の設備一式は、受注者から市へ無償譲渡とする」とありますが、非課税との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	消費電力量の削減計算にあたり、現在の使用電力量、および各施設照明使用時間・現在の年間維持管理費をご教授ください。各事業者同条件での削減率積算を行うために、消費電力削減量の積算条件をご明示ください。	各庁舎の電灯による使用電力量をお示しすることは困難ですが、本庁舎の全体電気使用量、温海庁舎の全体電気使用量の開示は可能です。積算に係る共通の基準としては、事務室電灯は土日祝日等閉庁日以外1日10時間使用、常時点灯を要する器具(非常灯、階段灯)については、閉庁日を含む1日24時間使用として、電灯姿図に示す現行の照明からLED照明へ交換したことによる効果をお示しください。その他、各事業者様で削減効果が見込める手法をご提案ください。

6	特記仕様書 P1「5. LED照明器具の仕様」とあるが、駐車場内の独立型照明灯は今回のプロポーザルの対象外との理解でよいか。	本庁舎駐車場は対象外ですが、温海庁舎外灯は提案の対象としています。
7	特記仕様書 P3「6 作業要件」の中で作業時間の指定がない。平日の作業も可能との理解でよいか。	平日の作業も可能ですが、市民ホール、市長室など、閉庁日でないと作業ができない箇所もあります。
8	特記仕様書 P1「4. LED照明器具更新についての提案要領について」の(2)に提案段階で更新対象箇所を明確にし、プロット図を提出」とあるが、提案が全箇所となる場合、プロット図の提出は割愛してもよいか。	提案内容を具体的に示すため、図面等は必要と考えますが、プロット図によらずに説明が可能であれば、割愛でも問題ありません。
9	本社にて業者登録を行い、委任を受けている営業所は本プロポーザルの代表企業となることができるか。	鶴岡市の業者登録が当該営業所での登録となっていれば可能です。 鶴岡市への登録が本社となっている場合は、代表になれません。
10	「一般照明器具は、原則として、電源内蔵型 LED ベースライト(光源部にて交換可能なもの)とし、電源ユニットは光源部に内蔵とする。」とありますが、器具ごと交換をする場合、電源ユニットは器具側に内蔵される仕様が一般的という認識です。一般的に光源側に電源内蔵である「ランプ交換は除外」と記載がある為、器具側に電源内蔵の LED ベースライトのご提案で問題ないか。	問題ありません。
11	2. 事業概要(3) 事業内容について、対象施設が鶴岡市本庁舎と温海庁舎と記載がありますが、どこまでのエリアが対象になるのか。 例 外構 別棟	本庁舎は、別棟(1号館)を対象とし、外構、駐車場は含みません。 温海庁舎は外構を含みます。

12	特記 仕様書 P1「工事については、原則、市内に本社を置く企業を活用すること」とありますが、受注者またはグループ構成企業が、市内に本社を置く企業に工事を発注することによってよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	実施要領 P7「現地調査」について、現地調査が可能な日程をご教示ください。	各庁舎、また、箇所ごと状況が異なりますので、契約管財課に問い合わせいただいた上、可能な日を調整いたします。
14	公告実施要領 P2 様式第 3 号グループ構成表について代表企業を含め 4 社以上の構成は可能でしょうか。 可能な場合は構成表に「構成団体 C」以降を追加する認識で宜しいでしょうか。	可能です。 C 以降追加で記載ください。

以上 14 問